様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 令和7年　6月　17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） きょうわこうぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 協和工業株式会社  （ふりがな）　きとう　ゆうじ  （法人の場合）代表者の氏名 　 鬼頭　佑治  住所　〒474-0011  愛知県大府市横根町坊主山1番地の31  法人番号　1180001092448  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協和工業株式会社ホームページ  協和DXビジョン | | 公表日 | 2023年　5月　17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 協和工業株式会社ホームページ  <https://www.kyowa-uj.com/wp2/wp-content/uploads/2024/12/kyowa_dx_vision_20230516-1.pdf>  3ページ　DX基本方針 | | 記載内容抜粋 | 経営理念  「よろこびと生きがいの実現」  行動指針   1. ユニバーサルジョイントのグローバルな普及を目指し、日々チャレンジする。 2. いつも「三方よし」を念頭に、心を込めて「三つの開発」を推進する。 3. 「ＮＫＳ」実践のため、進んでコミュニケーションと「たすけ合い」をする。   「三つの開発」とは、マーケット開発・最適デザインの開発・強いつくりの開発と３つの視点からとらえている  「ＮＫＳ」は、 New KYOWA Systemの略で、入口から出口までを最適化する活動である  ＤＸ基本方針  ＤＸ推進にあたっては、単なるデジタル化ではなく、NKS全体最適化 　～入口から出口まで ～　を基本とした上でデジタル・IoTを活用した業務改革を進めることで、業務の付加価値を高め、QCDSEに対して競争力ある企業を目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表権を有する取締役を含む「取締役会」にて承認後ホームページ公開している |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協和工業株式会社ホームページ  協和DXビジョン | | 公表日 | 2023年　5月　17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 協和工業株式会社ホームページ  <https://www.kyowa-uj.com/wp2/wp-content/uploads/2024/12/kyowa_dx_vision_20230516-1.pdf>  5ページ　DX推進計画 | | 記載内容抜粋 | ＤＸにより目指すところは、「企業競争力向上」「変革への対応力」「高い技術と柔軟性」とする。  「協和DXビジョン」を実現するために2018年より現状課題共有し、TPS・カイゼンを加速させ、次にデジタル化・自動化への対応、IOT・見える化を実現、さらに全社員の意識改革、データとデジタル化でカイゼンを加速させ全体最適への対応を図る取り組み改革を推進している。  継続的に「ＮＫＳ」全体最適化　～入口から出口まで～　を念頭にデジタル化、自動化推進、体質強化、将来の競争優位性確保に挑戦し続け、全体最適を目指した回り続ける改善サイクルを確立する。  パッケージ化された既存の基幹システム（MRPシステム）では拡張性がなく、必要な情報の共有化ができなかったが、USPユニケージを導入しデータコード統一、データ一元管理を可能にして、従来の個別マスタ管理から一元管理を実現した。  また既存設備に手づくりの安価なセンサを機械に自前で取付IOT・見える化を実現した。さらに現場・拠点間での計画実績の見える化も実現した。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表権を有する取締役を含む「取締役会」にて承認後ホームページ公開している |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 協和工業株式会社ホームページ  <https://www.kyowa-uj.com/wp2/wp-content/uploads/2024/12/kyowa_dx_vision_20230516-1.pdf>  4ページ　DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 代表取締役社長をトップにDX推進担当取締役が各部門（グループ）を統括している。実務はNKS推進室が部門横断支援を行っている。  デジタル人材育成として全社員の１０％以上を目標としている。  USP研究所とESD21を外部伴走支援としてしている。  USP研究所の役割  <https://www.usp-lab.com/opinion.html>  ・デジタル・IoT環境構築・システム ローコード開発・デジタル人材教育・育成支援  ESD21の役割  <https://www.esd21.jp/>  ・TPS教育・ビジネスマッチング |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 協和工業株式会社ホームページ  https://www.kyowa-uj.com/wp2/wp-content/uploads/2024/12/kyowa\_dx\_vision\_20230516-1.pdf  5ページ　DX推進計画 | | 記載内容抜粋 | USPユニケージを導入してデータコード統一、データ一元管理を可能にして、従来の個別マスタ管理から一元管理を実現した。  デジタル化、自動化への対応は、ローコード技術が用いられているUSPユニケージだから実現できた。  既存の基幹システムは必要だがUSPユニケージ導入により足らない機能を随時必要なだけ追加でき、自動化も容易である。さらに既存基幹システム（MRPシステム）では、日単位のリードタイム設定しかできなかったが、USPユニケージでは秒単位の設定が可能となり、マシンタイム・サイクルタイムに合わせた生産計画の設定が可能になった。  全体最適化に向け、生産計画、生産実績データや設備情報、消耗工具等情報さらに人情報含め、統一化・一元化されたリアルタイムに取得されたデータを使い、実際原価管理の算定をシステムとして自動化できる「戦略的原価システム」の完成を目指している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協和工業株式会社ホームページ  協和DXビジョン | | 公表日 | 2023年　5月　17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 協和工業株式会社ホームページ  https://www.kyowa-uj.com/wp2/wp-content/uploads/2024/12/kyowa\_dx\_vision\_20230516-1.pdf  6ページ　成果指標 | | 記載内容抜粋 | 「協和ＤＸビジョン」実現の成果指標は以下の３つを推進項目とします。  ①戦略的原価システム構築・・KPI：原価捕捉率90％以上  ②総労働時間削減・・KPI：前年比3％以上削減  ③デジタル人材育成・・KPI：全社員10％以上  「協和ＤＸビジョン」実現の推進項目のそれぞれの狙い   1. 戦略的原価システム構築   リアルタイムに取得する製造実績情報からリアルタイムな部門原価、個別品番原価を把握し、データドリブン経営を実現する。   1. 総労働時間削減   デジタル化・見える化により業務の効率化を図り、総労働時間を削減する事で、働き方の多様化・働き方改革を実現する。   1. デジタル人材育成   全体最適化を理解しUSPユニケージを扱える人材を育成し、ＤＸをスピード感持って推進できる体制を構築する。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　5月　17日 | | 発信方法 | 協和工業株式会社ホームページ  https://www.kyowa-uj.com/wp2/wp-content/uploads/2024/12/kyowa\_dx\_vision\_20230516-1.pdf  2ページ　経営ビジョン | | 発信内容 | 経営ビジョンにおいて代表取締役社長　鬼頭佑治自ら宣言している。  宣言内容を下記に記す  当社は製品の開発から冷間鍛造、機械加工、熱処理、表面処理、組立から評価試験まで一貫して行っており、1980年代に入っていち早く生産管理システムを導入しました。当初は製品数も少なく、業務の標準化により大きな効果を得る事ができました。  　しかし、製品のモジュール化や業務の拡大により徐々にシステムが機能しなくなり補完的に各自がパソコンを使用する事になり、業務の属人化が進んでいきました。そのため、調べる、問い合わせをする、入力する等々、価値を生まない業務がまん延し全体最適化へのネックになっていました。  　経済のグローバル化が進む中で、企業の競争力を向上させていくためにはリアルタイムな経営判断ができるIT活用システムを構築する必要があります。そのため伝統的な製造業の常識に囚われないIT業者とコラボレーションし、独自のビジネスモデルを作り上げます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　9月頃　～　2022年　11月頃 | | 実施内容 | ＤＸ推進指標　サイトより提出済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　9月頃　～　2022年　12月頃 | | 実施内容 | 「SECURITY ACTION」の取組み  二つ星を宣言  情報セキュリティ基本方針掲載  <https://www.kyowa-uj.com/wp2/wp-content/uploads/2024/12/information_security_policy.pdf>  協和工業株式会社は、当社の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威か ら守り、お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき全社で情報セキュ リティに取り組みます。   1. 経営者の責任   当社は、経営者主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。   1. 社内体制の整備   当社は、情報セキュリティの維持及び改善のための体制を構築し、情報セキュリティ対策 を社内の正式な規則として定めます。   1. 従業員の取組み   当社の従業員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキ ュリティへの取り組みを確かなものにします。   1. 法令及び契約上の要求事項の遵守   当社は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するととも に、お客様の期待に応えます。   1. 違反及び事故への対応   当社は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切 に対処し、再発防止に努めます。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。